

# 地区計画の届出内容の変更について

豊田市では、地区計画の届出<sup>(※1)</sup>について、  
全部又は一部の項目を省略します。

## 1 省略対象となる行為

建築物の建築、工作物の建設及び建築物の用途の変更

## 2 省略対象となる項目

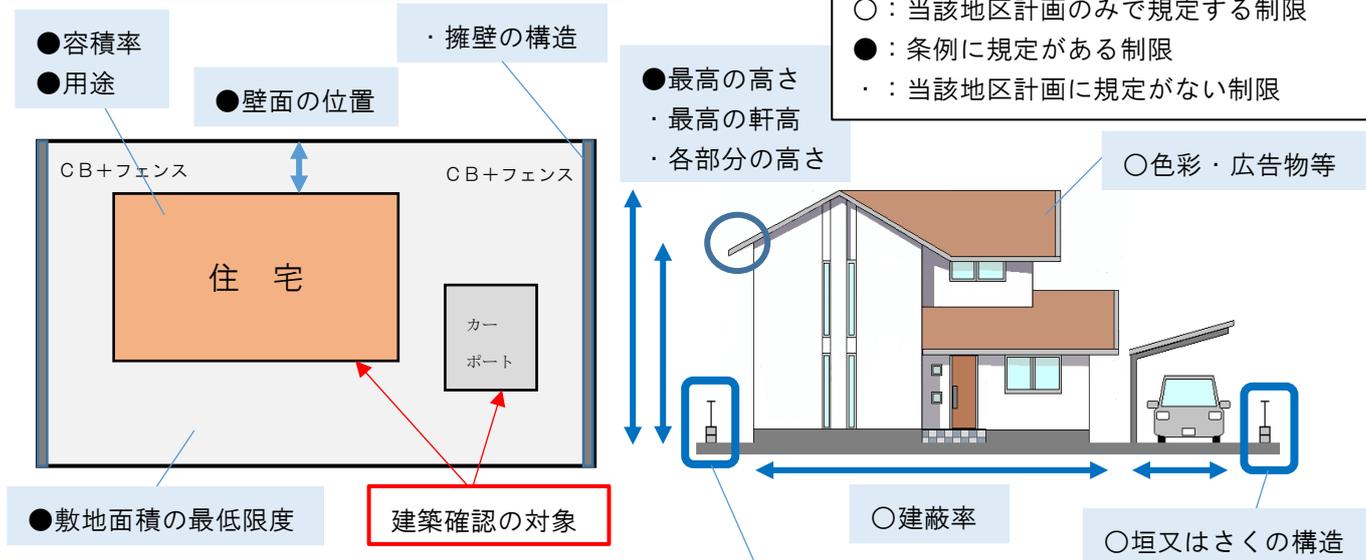
①届出対象の地区計画において制限の規定がない項目

②「豊田市地区計画等の区域内における建築物制限条例」(以下、条例と記載。)に規定がある項目(その建築等の行為に係る計画について、建築確認<sup>(※2)</sup>を要する場合に限る)

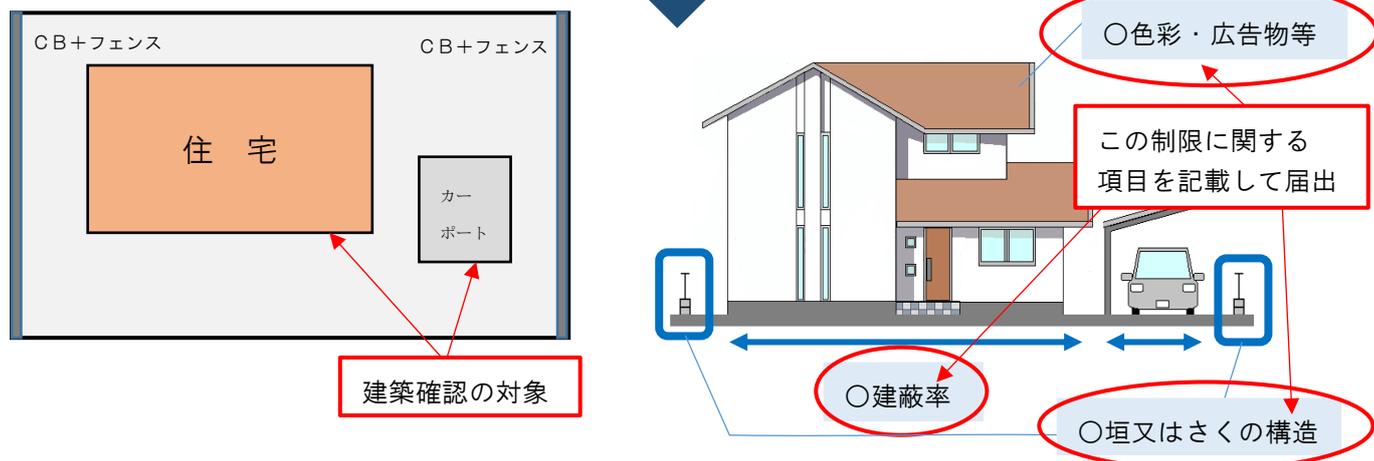
※1 都市計画法第58条の2第1号に規定する届出

※2 建築基準法第6条第1項に規定する確認(同法第87条第1項又は第88条第2項において準用する場合を含む)

例えばこのような建築行為において…



省略対象の項目は届出書・添付図面に記載不要。  
すべて省略対象となった場合は届出自体が不要です。  
※引き続き制限の遵守は必要です。



### 3 今後の届出手続の方法

#### (1) 新規の届出

地区計画の制限内容の項目に応じて、届出書と添付図面に必要事項を記載。

(各地区計画の制限は別紙「地区一覧」に掲載)

○の項目	<当該地区計画のみで規定する制限> 必要事項を記載。
●の項目	<条例に規定がある制限> 記載不要。(建築確認を要する場合に限る)
空欄の項目	<当該地区計画に規定なし> 記載不要。

⇒●及び空欄の項目のみの地区においては、行う予定の建築等について建築確認を受ける場合、記載事項のすべてが省略対象となるため、届出自体が不要です。

(例) 井上北地区計画の場合

地区計画	地区区分	建築物の用途	容積率	建蔽率	敷地面積の最低限度	壁面の位置	建築物の高さの制限			建築物等の形態又は意匠		垣又はさくの構造
							最高の高さ	最高の軒高	その他の部分	色彩・広告物等	擁壁の構造	
井上北		●	●	○	●	●	●				○	○

建築確認を受ける場合、●の項目に関する欄は記載不要です。

空欄の項目に関する欄は記載不要です。

行為の種別	( 建築物の建築 ・ 工作物の建設 )		( 新築 ・ 改築 ・ 増築 ・ 移転 )	
	届出部分	届出以外の部分	合計	
敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
設計の概要	用途: ( )			
最高の高さ	用途: ( )			
地盤面から m	垣又はさくの構造: CB ・ フェンス ・ 生垣			
最高の軒高	その他 ( )			
地盤面から m	擁壁の構造: RC ・ 練り積み ・ CP ・ その他 ( )			
建築物等の形態又は意匠	□ 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、豊田市景観計画に基づく景観形成基準を遵守し、周囲の環境と調和した色調とする。			

省略対象でない項目について、必要事項を記載します。

#### (2) 変更届

新規の届出と同様に、制限内容の項目に応じて必要事項を記載。

⇒ 新規届出にて省略対象となる項目に係る変更は、届出不要です。

(例) 井上北地区計画の場合 (建築確認を受けるとき)

建築物の形状を変更: 建蔽率や形態、意匠に変更あり (○の項目) ⇒ 必要

建築物の間取りを変更: 容積率に変更あり (●の項目) ⇒ 不要

### 4 届出書様式の変更

手続の変更に伴い、届出の記載事項を見直し、**様式を変更します。**(都市計画課HPに掲載)

※形態・意匠の制限に係る記載欄を追加。

### 5 運用開始

令和5年10月1日の届出分から適用。

※当面の間、旧様式による届出も有効とします。旧様式を使用する場合も、省略項目は空欄として問題ありません。

問合せ先: 豊田市役所 企画政策部 都市計画課  
 電話(0565)34-6620 (直通) FAX(0565)32-3794 メール toshikei@city.toyota.aichi.jp